

# 第 7 次白老町総合計画

## 策定方針（案）

～町民と職員がまちの未来をともに考える計画へ～

策定の過程そのものを、町民参加・職員参加の機会とする

令和 8 年 8 月  
白老町

## 1 策定の趣旨と計画の役割

第 6 次白老町総合計画は令和 9 年度をもって計画期間が終了する。令和 10 年度から令和 17 年度までの 8 年間を見据え、町政運営の新たな指針として第 7 次白老町総合計画を策定する。

本町では、全国の他の自治体と同様に、人口減少・少子高齢化がさらに進行する一方、災害の激甚化、人材不足、公共施設・インフラの老朽化、デジタル化、価値観や暮らし方の多様化など、行政と地域を取り巻く環境が大きく変化している。限られた人材・財源の中で、これまでの取組をすべて同じ形で続けることは困難である。

これからの 8 年間に向けて、白老町の強みや大切にしたいものを確認しながら、何を守り、何をより良くし、何を選び直すのかを町民とともに考え、実行につながる計画をつくる。

### 策定の根拠

- 白老町自治基本条例第 26 条及び第 27 条の規定に基づく、町の最上位計画として策定する。
- 基本構想及び基本計画は、町議会の議決を経て決定する。

<白老町自治基本条例>

第 26 条 執行機関は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、基本構想とこれを具体化する計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

第 27 条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

### 総合計画が担う 3 つの役割

|          |            |            |
|----------|------------|------------|
| 町政運営の羅針盤 | 町民と行政の共通目標 | 町意思を示す発信機能 |
|----------|------------|------------|

## 2 第 6 次から継承すること・第 7 次で刷新すること

第 6 次計画の理念や役割を継承しつつ、計画のつくり方・見せ方・使い方を刷新する。

| 継承すること                  | 第 7 次で刷新すること                          |
|-------------------------|---------------------------------------|
| ● 自治基本条例に基づく町の最上位計画     | ● 施策の網羅から、重要課題の明確化へ                   |
| ● 8 年間の将来像とまちづくりの方向性    | ● 完成後の意見募集から、途中段階からの共創へ               |
| ● 町民と行政の協働によるまちづくり      | ● 一部の職員による策定から、職位に応じた全庁的な関与へ          |
| ● 持続可能性を重視する考え方         | ● 策定して終わる計画から、進捗を共有し使い続ける計画へ          |
| ● 基本構想・基本計画・実施計画の基本的な関係 | ● 指標（KPI）の重点化と、くらしの変化を実感できる指標（KPI）の設定 |

### 次期総合計画の転換

「分厚い説明書」から、町民と職員が未来を考え、判断し、行動するときに使える「羅針盤」へ。

### 3 第 7 次総合計画策定の基本方針

次の 7 つを、計画内容だけでなく、策定プロセス全体を貫く基本方針とする。

|   |                    |                                          |
|---|--------------------|------------------------------------------|
| 1 | 町民に身近で、分かりやすい計画    | 暮らしとの関係が伝わり、見やすく手に取りやすい構成・表現とする。         |
| 2 | 町民とともに作る計画         | 課題整理や将来像の検討段階から町民参加を進め、意見の反映結果を返す。       |
| 3 | 将来を見据え、選択と重点化を行う計画 | 限られた人材・財源を踏まえ、継続・改善・見直しの優先順位を明確にする。      |
| 4 | 分野を越えた課題に対応する計画    | 人口減少、子ども・若者、交通、防災、人材不足などを横断的に検討する。       |
| 5 | 職員が自分事として使う計画      | 管理職、主幹・係長職、若手職員が役割を持ち、これまで以上に策定と実行に関与する。 |
| 6 | 実行と進行管理につながる計画     | 施策と事業の関係を明確にし、少数の重要指標で進捗と変化を確認する。        |
| 7 | 策定過程と成果を継続的に発信する計画 | 広報誌、特設ページ、LINE、動画等を活用し、策定状況と成果を共有する。     |

### 4 町民・職員参加を軸とした計画づくり

町民・職員参加を一度限りの意見聴取にせず、町民と職員の意見が計画に届き、行政の判断が伝わる「往復のプロセス」をつくる。

| 1 知る             | 2 話す                  | 3 つくる                | 4 返す                  |
|------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| データ、現状、町の取組を共有する | 暮らしの実感、課題、残したいものを出し合う | 町民と職員が目指す姿と施策の方向を考える | 反映結果と行政の判断理由を分かりやすく示す |

#### 町民参加の考え方

- 総合計画審議会を、計画に関する事項の審議と意見の答申だけでなく、策定途中から職員と一緒に考える場とする。
- 審議会委員を最大 40 名とすることで、多様な暮らしの視点を取り入れる。
- 審議会分科会と庁内 PT が、現状・課題、目指す姿、計画素案について合同で議論する。

#### 職員参加の考え方

- 主幹・係長職をリーダーとする分野別庁内 PT が、現場と町民の視点から計画案を検討する。
- 全課長職による施策形成会議は、各 PT と審議会の検討結果を踏まえ、分野横断的な調整と庁内合意形成を行い、策定委員会へ提出できる段階まで計画案を仕上げる。
- 各 PT に若手職員を正式メンバーとして配置し、補助役ではなく、議論・町民対話・施策案作成に関与させる。

- PT メンバー以外の職員にも、職員説明会、情報連絡会議、庁内掲示等を通じて策定状況を共有し、全庁的な協力体制をつくる。

## 5 計画の構成と期間

計画期間は、令和 10 年度から令和 17 年度までの 8 年間とする。計画は、基本構想・基本計画・実施計画の 3 層を基本とし、それぞれの役割を明確にする。

| 区分   | 期間              | 主な内容                          | 第 7 次で重視する点      |
|------|-----------------|-------------------------------|------------------|
| 基本構想 | 8 年間            | 目指す将来像、基本目標、まちづくりの方向性         | 町民と共有できる簡潔な羅針盤   |
| 基本計画 | 8 年間<br>(中間見直し) | 分野別の目指す姿、施策の方向、重点・横断的な取組、成果指標 | 分野間のつながりを明確化     |
| 実施計画 | 3 年間<br>(毎年度更新) | 施策を実現する具体的な事務事業、実施時期、財政との調整   | 予算・事業評価・進捗管理との接続 |

## 6 庁内策定体制と役割分担

部長職は町全体の政策判断、課長職は施策の具体化と課間・分野間調整、主幹・係長職以下は現場と町民の視点から具体案の作成を担う。

| 組織     | 構成      | 主な役割                                                                                     |
|--------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 策定委員会  | 理事者、部長職 | 施策形成会議で調整された案を基に、将来像、基本目標、重点政策など町全体の方向性を判断し、計画案を承認する。                                    |
| 施策形成会議 | 全課長職    | 各 PT 及び審議会の検討結果を踏まえ、施策間の整合性、分野横断的な連携、実現可能性、担当課及び指標を調整し、策定委員会へ提出できる段階まで計画案を仕上げ、庁内合意を形成する。 |

|                    |                                         |                                                                                  |
|--------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 分野別庁内 PT           | 主幹・係長職をリーダーとする関係課職員・若手職員<br>※構成員は事務局で選定 | 現場と町民の視点から、現状・課題、目指す姿、施策案、指標案及び分かりやすい表現を検討し、具体案を作成する。                            |
| - PT アドバイザー        | 全課長職を関係 PT に配置                          | PT の自主的な検討を尊重しつつ、検討初期から節目ごとに関与し、施策案への助言・軌道修正、実現可能性の確認、関係課との事前調整及び施策形成会議との橋渡しを行う。 |
| 策定事務局              | 企画政策課（企画係）                              | 全体設計、進行管理、資料・データ整理、会議運営、町民参加、計画案の編集・取りまとめを担う。                                    |
| 外部アドバイザー<br>（専門委員） | 大学教授等                                   | 策定開始、将来像、施策体系・指標、計画素案などの節目で、専門的・客観的な助言を行う。                                       |

## 施策形成会議の位置づけ

施策形成会議は、単なる報告・了承の場ではなく、各 PT 及び審議会での検討を町全体の計画案として仕上げる庁内調整・合意形成の場とする。課長職は、所管課の立場だけでなく、町全体を俯瞰して調整を行う。

**主幹・係長職以下が案をつくる → 課長職が案を仕上げる → 部長職が政策判断する**

## 施策形成会議を機能させるための運営

- 付議案件には、町民・審議会の主な意見、PT 案、関係課との調整経過、残された論点及び施策形成会議としての推奨案を示す。
- 策定委員会へ判断を委ねるだけでなく、施策形成会議としての案をまとめる。
- 了承事項は庁内合意として記録・共有し、各課長職が所属職員へ策定状況と決定事項を共有する。
- 策定委員会には、町全体の方向性や重点政策など、政策的判断が必要な事項を中心に付議する。

## 7 町民参加と職員参加の具体的な仕組み

### 総合計画審議会

|              |                                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 構成           | 関係団体推薦委員と、公募委員、無作為抽出による委員による 40 名規模。地区・年代・性別・職業・子育て・移住等の多様性を重視する。                       |
| 運営           | 全体会と 5 分野程度の分科会を組み合わせ、全体の方向性と具体的な検討を両立する。                                               |
| 庁内 PT との合同議論 | ①現状・課題の共有、②目指す姿・施策方向の検討、③計画素案の町民レビューの 3 回程度を基本とする。                                      |
| 役割           | 町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査及び審議する。暮らしの実感を持ち込み、町全体の将来を考え、計画案が分かりやすく納得できるものかを確認し、最終的に答申する。 |

## 構成員の選定方針

- 各種町内関係団体からの推薦（15 名）
- 公募（3 名）
- 町民 300 名を無作為抽出し、審議会委員を募集（最大 22 名）
- 無作為抽出の手法を用いることで、まちづくりへの参画意識は高いが、これまで接点のなかった町民へのアプローチが可能となる。

## 幅広い町民参加

- 町民意識調査（R9 年度前半実施）
- 地区・世代・テーマ別の対話やワークショップ、フォーラムの開催
- 小中高生の参画（まちづくりアイデアコンクール、出前講座やワークショップなど）
- 子育て世代、事業者、各種団体等への意見聴取（計画骨子ができた段階で具体的な議論を行う）
- 広報誌、町ホームページ特設ページ、LINE、動画等による継続的な発信

## 若手職員の参画

- 各分野別 PT に若手職員を正式メンバーとして配置する。
- PT 活動を正式な業務として位置づけ、所属長が活動時間を確保する仕組みを整える。

## 8 策定スケジュール（現時点の想定）

| 時期      | 役場                | 審議会           | 町民           | 議会            |
|---------|-------------------|---------------|--------------|---------------|
| R8.8    | 策定委員会設置           |               |              |               |
| R8.9    | 職員説明会             | 委員募集開始        | まちづくりワークショップ | 総務文教常任委員会     |
| R8.10   | 施策形成会議・庁内 PT 設置   | 委員決定<br>審議会設置 |              |               |
| R8 年度後半 |                   |               | まちづくりフォーラム   | 議会全員協議会（中間報告） |
| R9 年度前半 |                   |               | まちづくり町民意識調査  |               |
| R9.10   | まとめ<br>職員説明会      |               | 町民説明会        | 議会全員協議会（計画案）  |
| R9.11   |                   |               | パブリックコメント    | 調査特別委員会設置     |
| R9.12   | 答申報告、パブコメ<br>結果報告 | 答申            |              |               |
| R10.2～3 | 特別委員会結果報告、計画案上程   |               |              | 計画案審議・議決      |
| R10.4   |                   |               | 計画開始         |               |